

浪江町の放射能汚染状況

①浪江町放射線地図（100mメッシュ）

②浪江町放射線減衰予測地図（自然減衰）

① 浪江町放射線地図（100mメッシュ）

環境省が平成24年5月17日に公表したもので、浪江町の地図を100メートル四方のマスキに区切り、空間放射線量を色別に表示したものです。放射線の測定は平成23年11月～平成24年4月に、モニタリングカー測定、測定員測定、無人ヘリ測定、を組み合わせ測定しています。

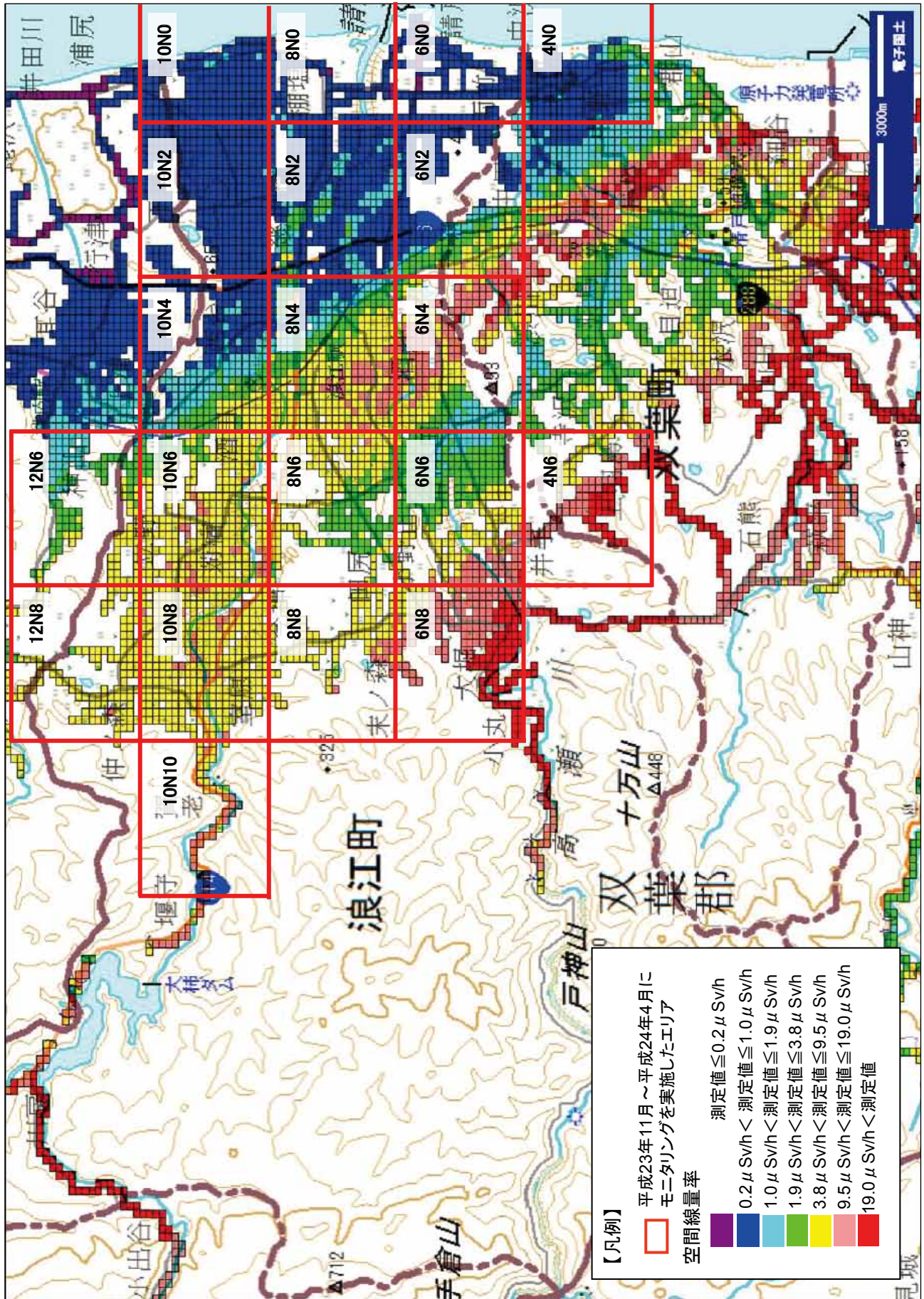
【出典：環境省「放射性物質汚染対処特措法に基づき国が除染を実施する地域における詳細モニタリングについて(最終報告)」

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/report_120517.html】

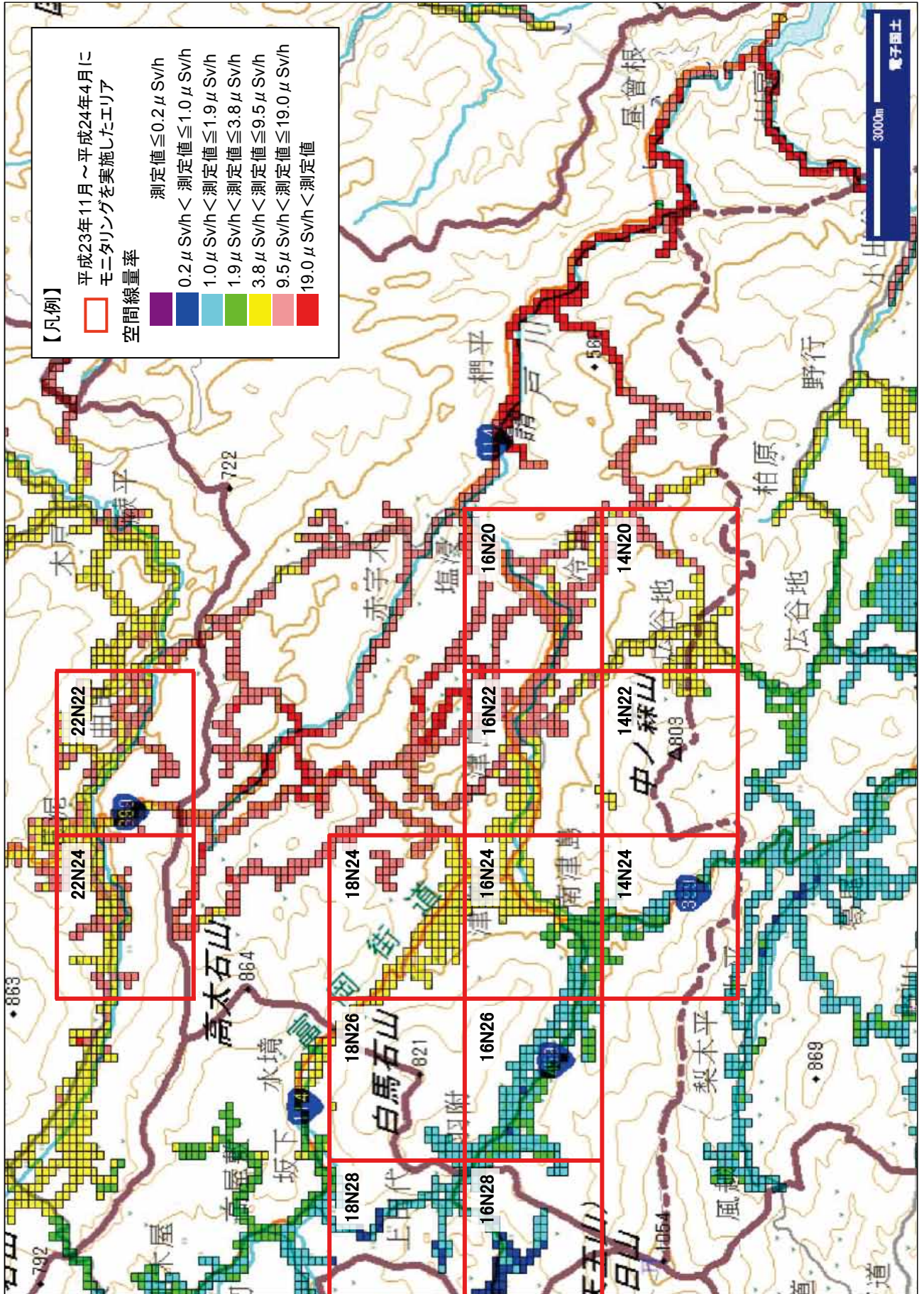
広域図 P156 ～157

詳細図 広域図内で、枠で囲んだ部分の拡大図を P159～160 に掲載

浪江町

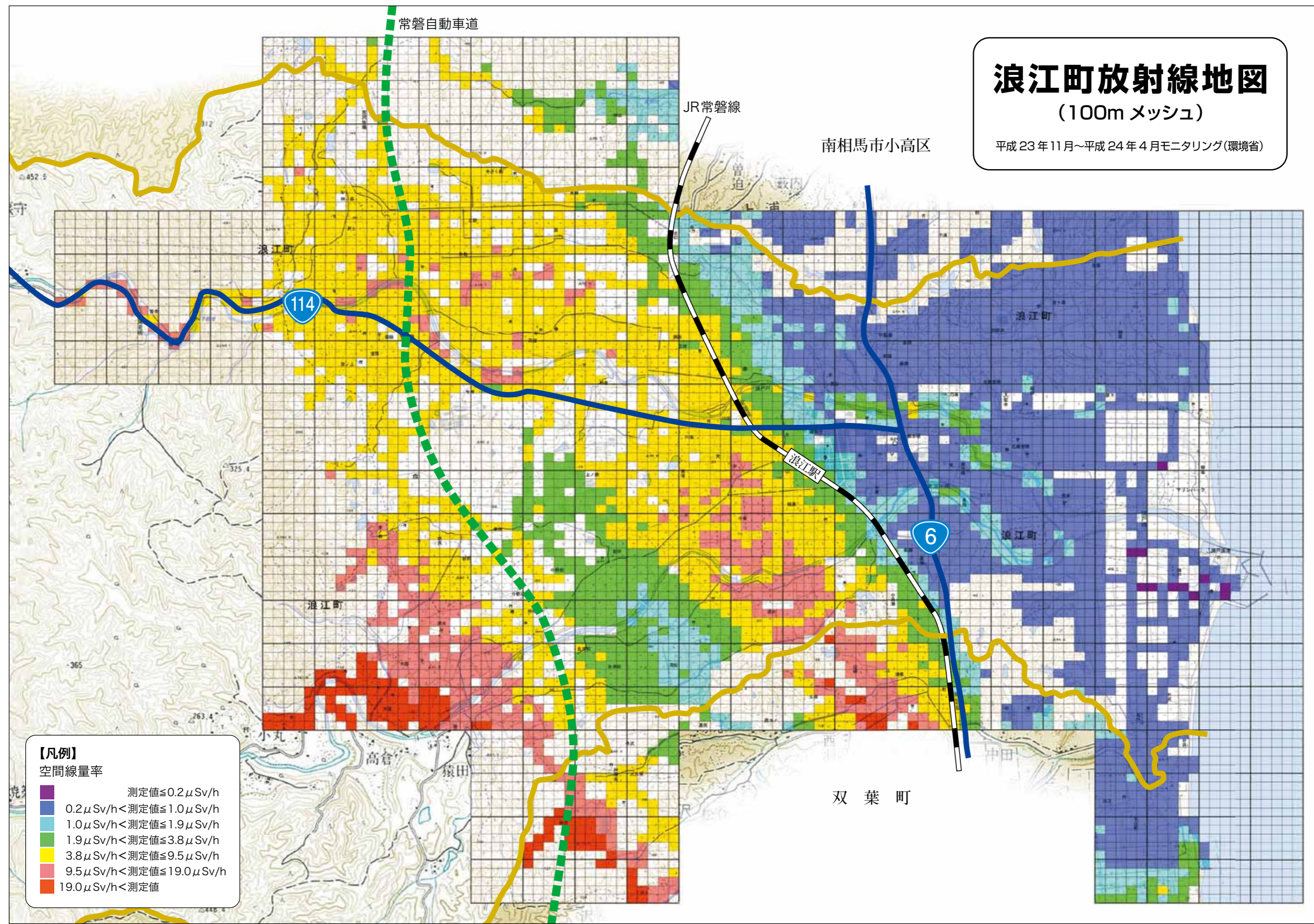


浪江町



浪江町放射線地図 (100m メッシュ)

平成 23 年 11 月～平成 24 年 4 月モニタリング(環境省)

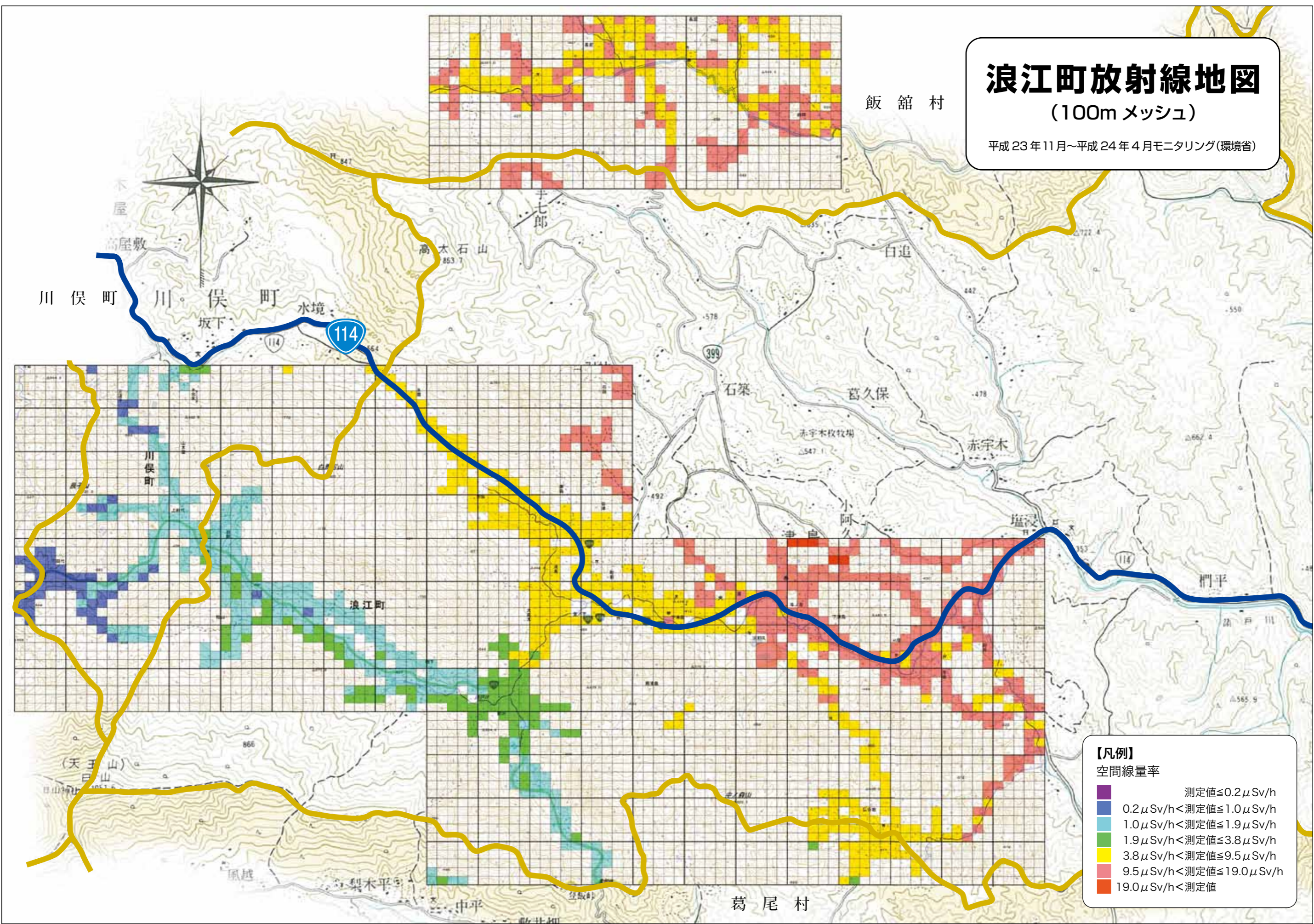


【凡例】
空間線量率

測定値 ≤ 0.2 μSv/h	測定値 ≤ 0.2 μSv/h
0.2 μSv/h < 測定値 ≤ 1.0 μSv/h	1.0 μSv/h < 測定値 ≤ 1.9 μSv/h
1.0 μSv/h < 測定値 ≤ 1.9 μSv/h	1.9 μSv/h < 測定値 ≤ 3.8 μSv/h
1.9 μSv/h < 測定値 ≤ 3.8 μSv/h	3.8 μSv/h < 測定値 ≤ 9.5 μSv/h
3.8 μSv/h < 測定値 ≤ 9.5 μSv/h	9.5 μSv/h < 測定値 ≤ 19.0 μSv/h
9.5 μSv/h < 測定値 ≤ 19.0 μSv/h	19.0 μSv/h < 測定値

浪江町放射線地図 (100m メッシュ)

平成 23 年 11 月～平成 24 年 4 月モニタリング(環境省)



- 【凡例】**
空間線量率
- 測定値 $\leq 0.2\mu\text{Sv/h}$
 - $0.2\mu\text{Sv/h} < \text{測定値} \leq 1.0\mu\text{Sv/h}$
 - $1.0\mu\text{Sv/h} < \text{測定値} \leq 1.9\mu\text{Sv/h}$
 - $1.9\mu\text{Sv/h} < \text{測定値} \leq 3.8\mu\text{Sv/h}$
 - $3.8\mu\text{Sv/h} < \text{測定値} \leq 9.5\mu\text{Sv/h}$
 - $9.5\mu\text{Sv/h} < \text{測定値} \leq 19.0\mu\text{Sv/h}$
 - $19.0\mu\text{Sv/h} < \text{測定値}$

②浪江町放射線減衰予測地図（自然減衰）

復興庁が平成 24 年 4 月 22 日に公表した、今後の空間線量率の自然減衰予測図について、浪江町管内図に重ね合わせたものです。この予測図には除染による低減は含まれていません。また、予測であるため実際の放射線量や減衰状況とは異なる場合が有ります。

【出典：復興庁資料より浪江町が作成

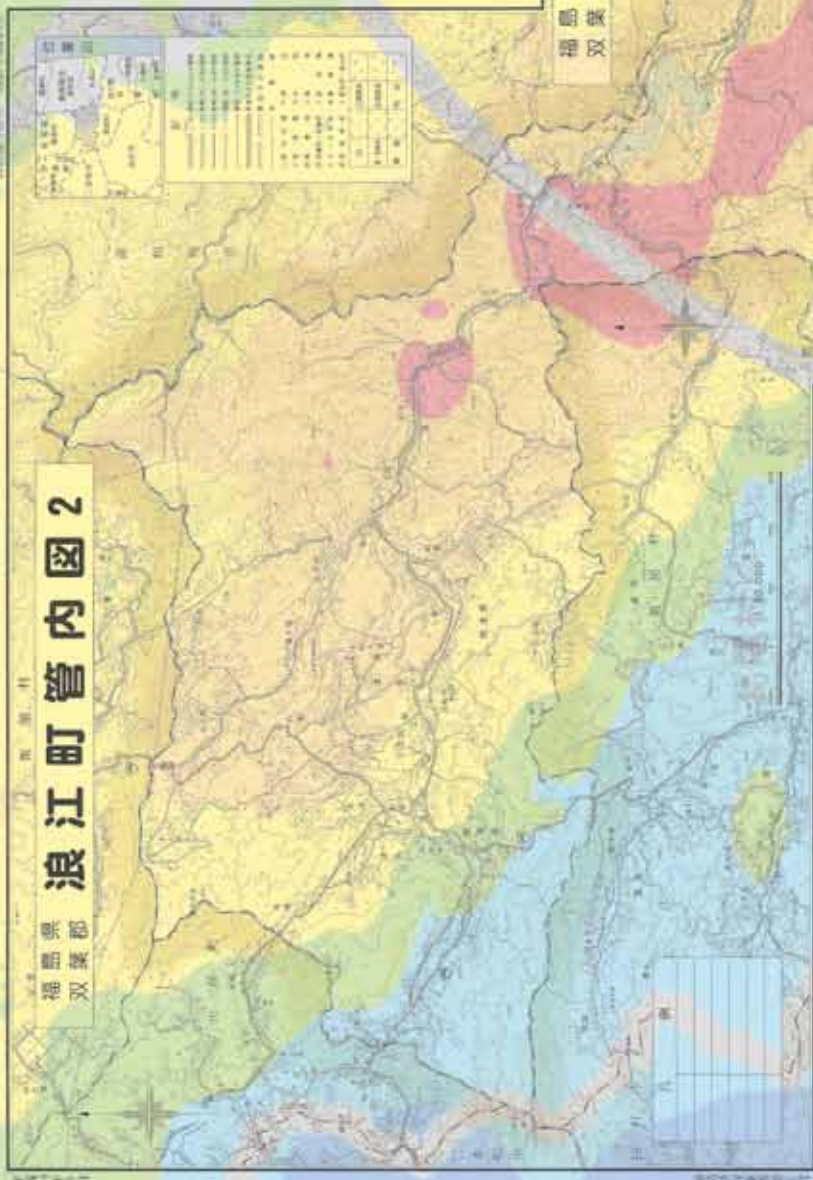
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/shiryo3.pdf>】

※地図中の斜線部分は津波被災地です。

2012 年（平成 24 年）3 月	発災から 1 年後（今年 3 月）	P 162
2013 年（平成 25 年）3 月	発災から 2 年後（来年 3 月）	P 163
2014 年（平成 26 年）3 月	発災から 3 年後（再来年 3 月）	P 164
2017 年（平成 29 年）3 月	発災から 6 年後（今から 5 年後）	P 165
2022 年（平成 34 年）3 月	発災から 11 年後（今から 10 年後）	P 166
2032 年（平成 44 年）3 月	発災から 21 年後（今から 20 年後）	P 167

20k

浪江町放射線減衰予測地図(自然減衰)
2013(平成25)年3月



浪江町管内図2



復興庁発表「空間線量率の予測2013年3月」を
元に作成。現地における実測値とは異なります。

20k

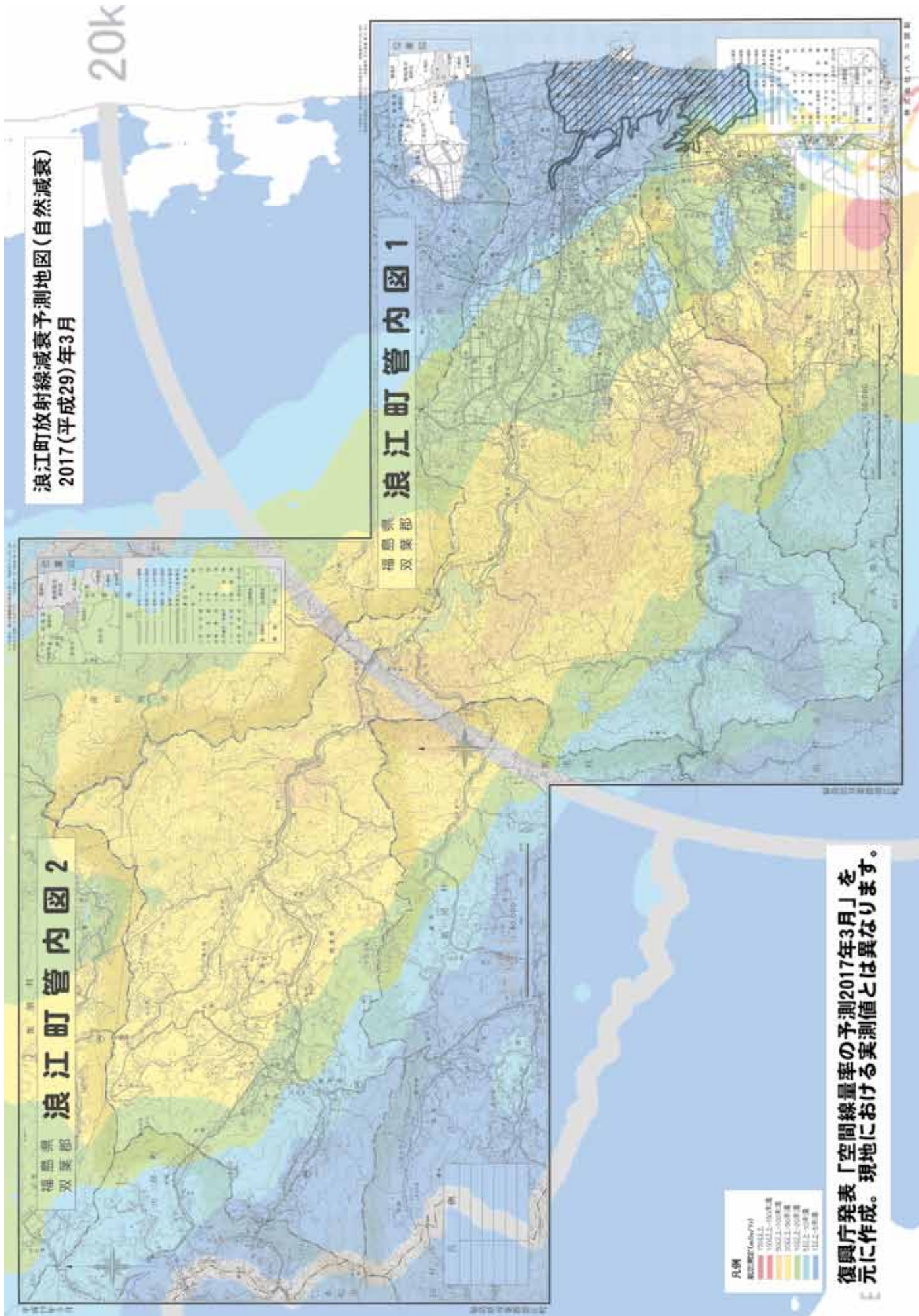
浪江町放射線減衰予測地図(自然減衰)
2014(平成26)年3月



浪江町管内図2

浪江町管内図1

復興庁発表「空間線量率の予測2014年3月」を
元に作成。現地における実測値とは異なります。



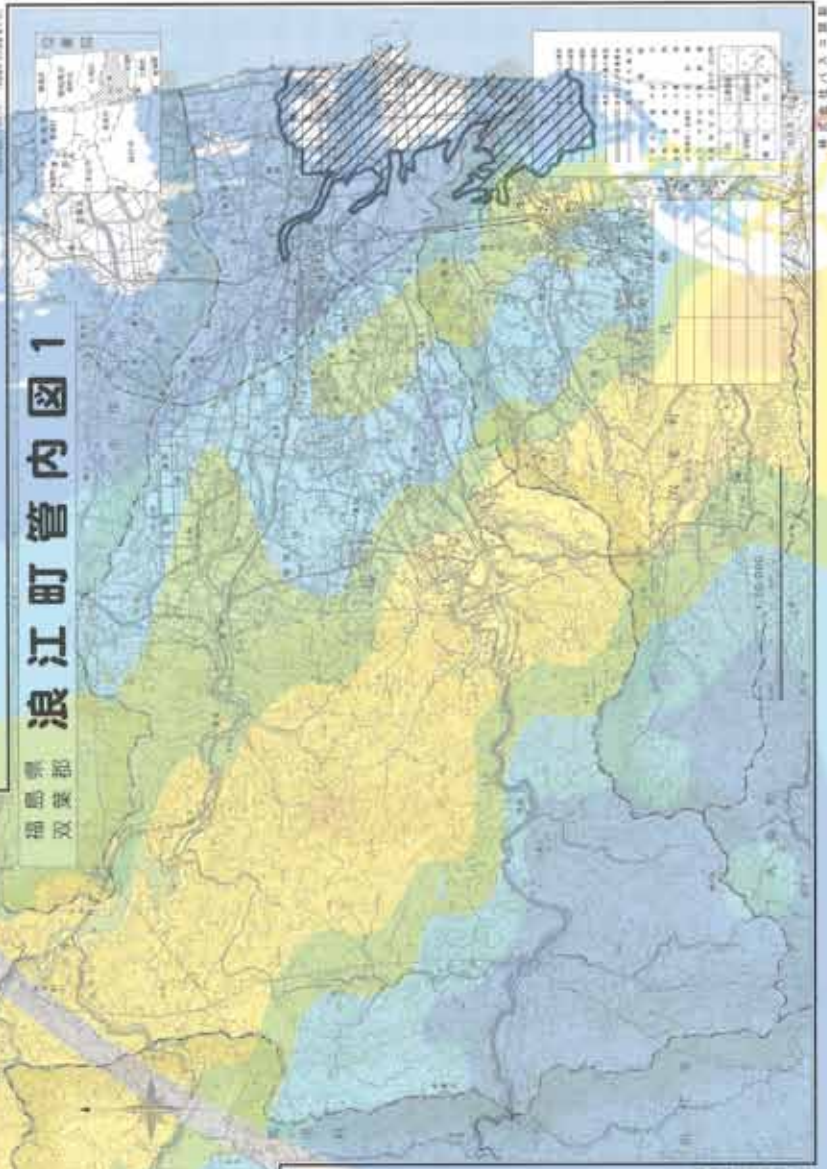
浪江町放射線減衰予測地図(自然減衰)
2022(平成34)年3月

20k



福島県
双葉郡
浪江町管内図2

福島県
双葉郡
浪江町管内図1



復興庁発表「空間線量率の予測2022年3月」を
元に作成。現地における実測値とは異なります。

浪江町放射線減衰予測地図(自然減衰)
2032(平成44)年3月

20k

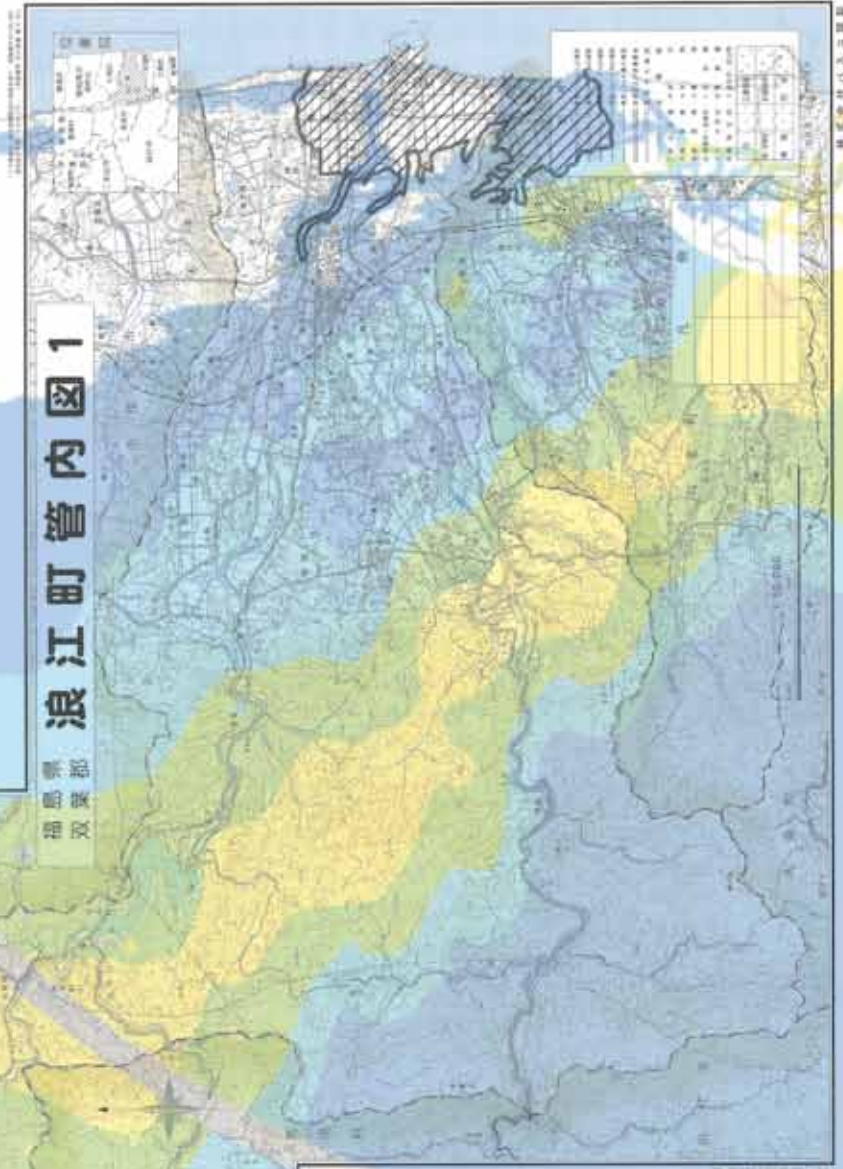
浪江町管内図2

福島県
双葉郡



浪江町管内図1

福島県
双葉郡



復興庁発表「空間線量率の予測2032年3月」を
元に作成。現地における実測値とは異なります。

国の復興に関する主要な制度

- 東日本大震災復興特区区域法の枠組み
- 東日本大震災復興交付金について
- 復興交付金 基幹事業
- 【参考】福島復興再生特別措置法の概要
- 福島復興再生基本方針の位置づけ
- 福島復興再生基本方針の構成

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域

東日本大震災により一定の被害が生じた区域である
財特法の特定被災区域等(227市町村の区域)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置等

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画作成

- 県、市町村が単独又は共同して作成
- 民間事業者等の提案が可能
- 個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画

内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

復興整備計画作成

- 市町村が単独又は共同して作成
- 土地利用の再編に係る特例許可・手続の特例等を受けるとの計画

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

土地利用再編のための特例

- ・事業に必要な許可の特例
- ・手続のワンストップ処理
- ・新しいタイプの事業制度の活用

復興交付金事業計画作成

- 市町村が単独又は県と共同して作成
- 交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

内閣総理大臣に提出

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

- ・40のハード補助事業を一括化
- ・用途の緩やかな資金を確保
- ・地方負担を全て手当て
- ・執行の弾力化・手続の簡素化

特例の追加・充実

東日本大震災復興交付金について

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

(注) 東日本大震災財団法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円 (事業費1兆9,307億円) ※事業費は国費+地方負担

基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

(事業費1兆4,302億円)



■基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業 (効果促進事業等 (関連事業))

■用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

(事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限)



復興交付金

基幹事業

※本リストは復興期間全体を通じた場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省			
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)	D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	D-4	災害公営住宅整備事業 (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
厚生労働省			
B-1	医療施設耐震化事業	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
農林水産省			
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等)	D-11	優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等)
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
C-5	漁業落防防災機能強化事業(漁業集落地盤上げ、生活基盤整備等)	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
C-6	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地盤上げ、排水対策等)	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	D-15	津波復興拠点整備事業
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	D-16	市街地再開発事業
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
国土交通省			
D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)	D-18	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
		D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
		D-20	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)
		D-21	下水道事業
		D-22	都市公園事業
		D-23	防災集団移転促進事業
環境省			
E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業		

【参考】福島復興再生特別措置法の概要 (P3-4)

※復興庁資料

目的・基本理念・国の責務

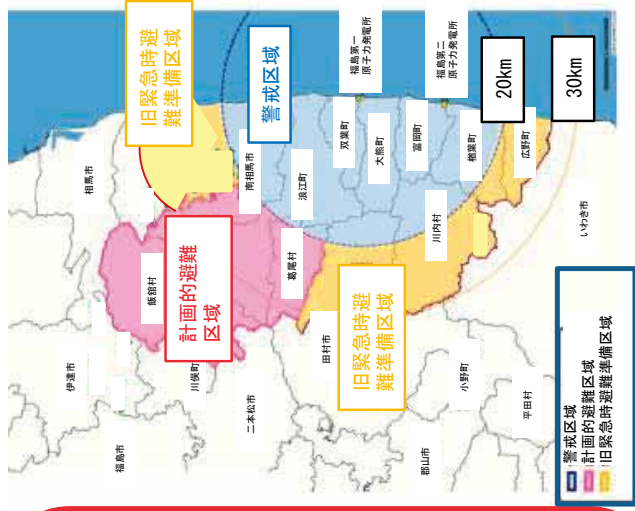
- 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進
- 基本理念として、安心して暮らし子どもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島地域社会の絆の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など
- 国の責務として、原子力災害からの福島の復興・再生に関する施策を総合的に策定し継続的、迅速に実施

福島復興再生基本方針（閣議決定）

- 原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
- 方針に定められる事項：福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等
- 福島復興再生基本方針の変更についての福島県知事の提案

避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置

- 「避難解除等区域復興再生計画」（県の申出により国が決定）
基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進するための計画
- 計画事項：計画の意義、目標、期間、産業の復興・再生、道路、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備、将来的な住民の帰還を目的とする区域の避難指示の解除後の準備のための取組等
- 国による公共施設の工事の代行等（土地改良、漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、河川、急傾斜地崩壊防止）
 - 国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- 課税の特例（避難対象区域内に所在していた事業者について）
- ① 事業用設備等の特別償却等（解除の日から5年間の即時償却等）
 - ② 被災被用者を雇用している場合の税額控除（確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%）
- （注）地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
- 公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保



放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- 被ばく放射線量の推計や子どもへの甲状腺がん検診などの健康管理調査の実施に関する必要な措置、健康増進等を図るための施策の支援のための財政上その他の措置
- 農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援、除染等の措置等の迅速な実施等、児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置
- 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進
- 教育を受ける機会の確保のための施策、医療及び福祉サービスの確保のための施策 など

原子力災害からの産業の復興及び再生

- 「産業復興再生計画」(県が作成し国が認定)
基本方針に即して原子力災害により被害を受けた福島県の復興・再生の推進を図るための計画
 - 計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項
 - 規制や手続等の特例(福島特例通訳案内士、地域ブランド(商標、品種)の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等)
 - 新たな規制の特例措置等に関する提案、福島復興再生特別意見書の提出
 - 復興特区法の課税の特例(*)を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等(復興特区法では、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象)
- (*) 事業用設備等の特別償却等(即時償却の適用期間は2年延長)、被災被用者等の給与支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等
- 農林水産業の復興・再生(消費拡大、生産基盤整備、加工・流通合理化、地域資源活用等支援)、中小企業の復興・再生(資金確保、人材育成、研究開発促進等支援)、職業の安定(職業指導、職業紹介、職業訓練等)、観光の振興(旅客来訪促進、観光地の魅力増進、国内外での宣伝、国際交流推進等支援)など

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- 「重点推進計画」(県が作成し国が認定)
基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的推進に関する計画
- 計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容
 - (独) 中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡、研究開発の推進(先端的な研究開発推進、成果の活用等支援)、企業立地の促進(立地促進、人材育成・確保等支援)など

福島県の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- 避難指示区域から避難している者、避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、生活の安定を図るための措置
- 保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等

原子力災害からの福島復興再生協議会

- 復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者からなる協議会を組織し、必要な協議を実施

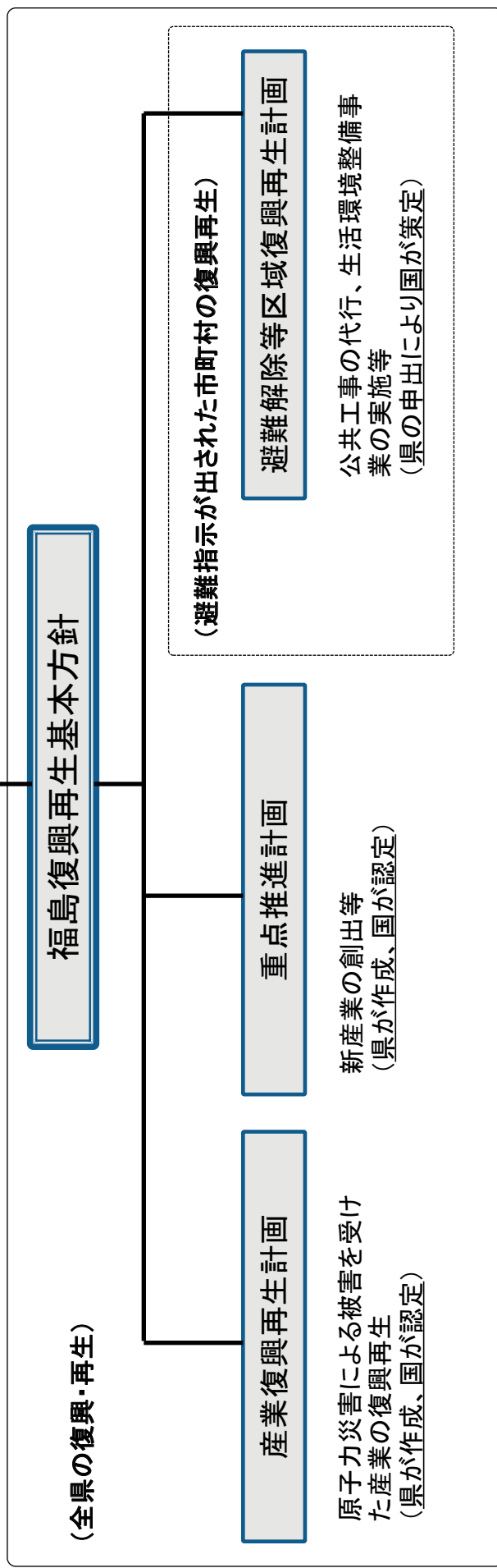
その他(見直しの検討)

- 施行後3年以内に、福島県の復興・再生の状況等を勘案し、福島県の住民の意向に留意しつつ、課税の特例を含め、法律の規定について検討

福島復興再生基本方針の位置づけ

- 福島復興再生基本方針は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための政府の基本的な方針。福島復興再生特別措置法(第5条)に基づいて策定される。
- 福島県知事の県内市町村長の意見聴取、内閣総理大臣の県知事の意見聴取の経路を経て、7月13日、閣議決定された。

福島復興再生特別措置法



《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 意義 ～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～
- 2 目標
- 3 基本理念・基本姿勢

《第2部 避難解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の道すじ
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 課税の特例
- 4 住居の安定確保
- 5 将来的な住民の帰還を目指す地域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 6 避難解除等区域復興再生計画の策定手続き

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第6 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

福島復興再生基本方針の策定までの経過

福島特措法の制定までの経過

○平成23年 6月18日 第10回東日本大震災復興構想会議で、佐藤雄平・福島県知事が原子力事故からの地域再生の特別立法の必要性を訴え、立法化を要求

7月29日 『東日本大震災復興基本方針』が閣議決定。地域再生の特別立法の検討を行う旨が明記

8月27日 第1回福島復興再生協議会で、福島県知事が、地域再生法の素案を、政府に提示
これを受けて、政府が、次期通常国会までに、法整備を行う旨を明言

※その後、福島復興再生協議会の場で法案について政府と協議を重ねる(第2回、第3回協議会)(幹事会を数次開催)

○平成24年 2月 4日 第4回福島復興再生協議会で法案について復興庁から説明

2月10日 福島復興再生特別措置法案が閣議決定 (予算関連法案)

3月 8日 福島復興再生特別措置法案が衆議院で可決

3月30日 福島復興再生特別措置法が参議院で可決・成立

基本方針の閣議決定までの経過

○平成24年 4月22日 第5回福島復興再生協議会で、復興庁から基本方針の骨子が提示

6月 1日 福島復興再生協議会幹事会を開催。骨子案を踏まえ、方針案に盛り込むべき内容を協議

6月20日 県知事に対する法定意見聴取

県知事が市町村長に意見を照会 (7月3日に復興庁に意見を正式に送付)

7月 1日 第6回福島復興再生協議会で、復興庁から基本方針の案が提示

7月13日 『福島復興再生基本方針』が閣議決定

※基本方針の案の策定過程では、3月以降、県・全市町村と復興庁との事務レベルの意見調整の場を計5回開催

